入 札 説 明 書

調達件名：広島市第６次庁内ＬＡＮ（情報共有・交換機能）構築及び
運用管理業務

公告日　：令和８年１０月７日（水）
（広島市報調達号外）

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成７年政令第３７２号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市企画総務局行政経営部システム基盤課

Ⅰ　入札全般に関する事項

1　契約担当課

広島市企画総務局行政経営部システム基盤課（広島市役所北庁舎４階）
〒７３０－８５８６
広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号
電話　０８２－５０４－２０２１（直通）
電子メールアドレス　system@city.hiroshima.lg.jp

2　調達内容

⑴　調達件名

広島市第６次庁内ＬＡＮ（情報共有・交換機能）構築及び運用管理業務

⑵　履行の内容等

本件業務は、電子メールや予定表など職員間で情報共有を図るグループウェア機能のほか、バックオフィスシステムや電子申請システムなどポータルサイトとしての利用環境を提供するとともに、これらのシステムや情報資産をサイバー攻撃などから守り職員が安全に利用するための各種セキュリティ対策を講じることで、行政事務の効率化及び職員の利便性の向上を図るものである。

詳細は、「仕様書」のとおり。

⑶　契約期間

契約締結の日から令和１４年１２月３１日まで

⑷　履行期間

令和１０年1月１日から令和１４年１２月３１日まで

⑸　予定価格

３，４９１，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

上記予定価格の各年度における予算上限額

令和８年度	令和９年度	令和１０年度
０円	１７４，５５０，９０９円	６９８，２０３，６３７円
令和１１年度	令和１２年度	令和１３年度
６９８，２０３，６３７円	６９８，２０３，６３７円	６９８，２０３，６３７円
令和１４年度		
５２３，６３４，５４３円		

※　上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く額である。

⑹　履行場所

広島市企画総務局行政経営部システム基盤課（広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号）、その他本市が指定又は承認する場所

3　入札区分

⑴　本件業務に係る入札は、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第１６７条の１０の２第１項に規定する総合評価一般競争入札の方法により行う。

⑵　本件業務に係る入札は、広島市電子入札システムを利用しない紙による入札とする。

4　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

⑴　施行令第１６７条の４及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第２条の規定に該当しない者であること。

⑵　入札公告の日から落札者の決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

⑶　広島市競争入札参加資格の「令和８・９・１０年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並

びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「３０－０６　情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

なお、当該広島市競争入札参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて提出すること。詳細は、後記６による。

⑷　広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること（一般競争入札参加資格確認申請書に、「広島市税の納税証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」の写し等の添付を要する。）

なお、広島市に納税義務がない者で、本件入札に参加を希望するものは、申立書（第３号様式）に必要事項を記載の上、添付書類を添えて提出すること。

⑸　次に掲げる者でないこと。

ア　広島市第６次庁内ＬＡＮ構築等業務総合評価審査委員会の委員又は学識経験者

イ　前記アの委員又は学識経験者が、自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

５　競争入札参加申込及び入札参加者に求められる義務書類の提出

入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加申込みをしなければならない。ただし、同一者が２以上の参加申込事業者（共同企業体の構成員を含む。）となることはできない。

⑴　一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、本市のホームページ（後記 15⑾を参照のこと。以下同じ。）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合は、次により交付する。

ア　交付期間

入札公告の日から令和８年１１月４日（水）までの日（広島市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで

イ　交付場所

前記１に同じ。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

次のアからエまでに掲げる一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類を作成して、持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出するものとする。

また、郵送する場合にあっては、提出書類を同一の封筒に入れ、封筒の表に「令和８年１１月１７日開札「広島市第６次庁内ＬＡＮ（情報共有・交換機能）構築及び運用管理業務に係る一般競争入札参加資格確認申請書」在中」と朱書し、配達証明付書留郵便により郵送しなければならない。

また、共同企業体は、入札公告の日から一般競争入札参加資格確認申請書（共同企業体総合評価一般競争入札用）を持参又は投函する日までに成立していなければならない。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

⑺　(ｲ)以外の場合

一般競争入札参加資格確認申請書（総合評価一般競争入札用）（第１号様式）

(ｲ)　共同企業体を構成して入札に参加する場合

一般競争入札参加資格審査確認申請書（共同企業体総合評価一般競争入札用）（第１－１号様式）

※ 共同企業体設立に係る書類（第１－２号様式から第１－５号様式まで及び後記⑷により提出した共同企業体登録番号交付申請書（第１－６号様式）の写し）を添付すること。

イ　広島市税の納税証明書

⑺　共同企業体を構成して入札に参加する場合は、各構成員についてそれぞれ提出すること。

(ｲ)　「令和〇年〇月〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、 滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書とし、写しも可能とする。

(ｳ)　証明年月日が一般競争入札参加資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものに限る。
(ｴ)　広島市に納税義務がない場合は、本市所定の申立書（第３号様式）を提出すること。

ウ　消費税及び地方消費税の納税証明書
(ｱ)　共同企業体を構成して入札に参加する場合は、各構成員についてそれぞれ提出すること。
(ｲ)　「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その３」「その　３の２」「その３の３」のいずれか）とし、写しも可とする。
(ｳ)　電子納税証明書（XML 形式）は不可とする。
(ｴ)　証明年月日が一般競争入札参加資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものに限る。

エ　誓約書（第４号様式）
(ｱ)　共同企業体を構成して入札に参加する場合は、各構成員についてそれぞれ提出すること。
(ｲ)　前記４⑸アからイに掲げる者でないことの誓約として提出すること。

⑶　一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期間等

ア　持参する場合

入札公告の日から令和８年１１月４日（水）までの日（広島市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで

イ　郵送する場合

入札公告の日から令和８年１１月４日（水）午後５時まで（必着）

ウ　提出場所（先）

前記１に同じ。

⑷　共同企業体登録番号交付申請書の提出

共同企業体を構成して入札に参加する場合は、共同企業体登録番号交付申請書（第１－６号様式）を作成して、持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。提出に当たっては、返信用封筒（１１０円切手を貼付し、返信先のあて先を記載したもの。）を添付すること。

なお、前記⑵アのとおり、提出した共同企業体登録番号交付申請書の写しを一般競争入札参加資格審査確認申請書（共同企業体総合評価一般競争入札用）（第１－１号様式）に添付して提出すること。

ア　提出期間

入札公告の日から令和８年１１月４日（水）までの日（広島市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで

イ　提出場所

広島市財政局契約部物品契約課（広島市役所本庁舎１５階）
〒７３０－８５８６　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
電話　０８２－５０４－２０８３（直通）

⑸　その他

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、一般競争入札参加資格申請書その他の前記⑵により入札に参加を希望する者が提出しなければならない書類に関し、本市から説明又は追加資料の提出を求められた場合、これに応じなければならない。

⑹　申込後の辞退

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した後に入札を辞退する場合は、開札までに入札辞退届により入札の辞退を届け出ること。なお、開札後の辞退は認めない。

なお、入札辞退届様式は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合には、後記８⑴ア及びイにより交付する。

６　広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

前記４⑶に掲げる広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者も、前記５により一般競争入札参加資格確認申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて次のとおり提出し、開札の時までに広島市競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

⑴　申請期間

ア　入札公告の日から令和８年１０月２６日までの日（広島市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで

イ　共同企業体を構成して入札に参加を希望する場合は、前記５⑷の共同企業体登録番号交付申請書の提出よりも事前又は同時に、いずれの構成員も広島市競争入札参加資格の認定申請を行うこと。

⑵　申請書等の交付方法、提出場所及び問合せ先

ア　交付方法

本市のホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格審査申請について（ＷＴＯ案件）」）に掲載する。

イ　提出場所及び問合せ先

〒７３０－８５８６
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市財政局契約部物品契約課（広島市役所本庁舎１５階）
電話　０８２－５０４－２０８３（直通）

⑶　申請方法

申請書及び添付書類は、前記⑵イの場所に持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により前記⑴の期間内に必着させるものとし、電子メール又はファクシミリによる申請は受け付けない。

⑷　申請者の義務

申請者は、本市から申請書及び添付書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

７　資格審査及び審査結果の通知

⑴　本市は、入札に参加を希望する者から提出された一般競争入札参加資格確認申請書その他の前記６により入札に参加を希望する者が提出しなければならない書類を基に入札参加資格を審査する。

⑵　入札参加資格の審査結果については、後日連絡する。

８　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所

本市のホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合は、次により交付する。

ア　交付期間

入札公告の日から令和８年１１月１６日（月）までの日（広島市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで

イ　交付場所

前記１に同じ。

⑵　入札書、入札説明書等の交付方法

本市のホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合は、前記⑴ア及びイにより交付する。

⑶　仕様書の交付方法

機密保持誓約書（第２号様式）を提出し、当該機密保持誓約書に記載された事項を遵守する者に限り、前記⑴ア及びイにより交付する。

⑷　仕様書等に関する質問

ア　仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。
なお、仕様書等に関する質問書は、本市のホームページからダウンロードすることができる。
ただし、これにより難い場合は、前記⑴ア及びイにより交付する。

(ｱ)　提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便）とする。

(ｲ) 提出期間

ａ 持参する場合

入札公告の日から令和８年１０月２８日（水）までの日（広島市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで

ｂ 郵送する場合

入札公告の日から令和８年１０月２８日（水）午後５時まで（必着）

(ｳ) 提出場所（先）及び問合せ先

前記１に同じ。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

(ｱ) 閲覧期間

令和８年１０月８日（木）から令和８年１１月１６日（月）までの日（広島市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで

(ｲ) 閲覧場所

前記１に同じ。

９ 入札の方法

⑴ 入札金額は、契約期間の総価を記載すること。

⑵ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶ 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書（第５号様式）を作成し、入札書と同時に提出すること。

なお、入札金額内訳書の提出がない入札、入札書と入札金額内訳書の価格が一致しない入札及び入札金額内訳書の合計価格と内訳金額が不整合な入札は、全て無効とする。

⑷ 落札者の決定は、施行令第１６７条の１０の２第１項の規定により行うため、入札書等に加えて提案に係る書類（以下「提案書等」という。）を提出すること。詳細は、後記「Ⅱ 提案書等の作成要領」による。

なお、提案書等の提出がない入札は、無効とする。

10 入札回数

入札回数は１回限りとし、この結果、落札者となるべき者がない場合は、入札を打ち切る。

11 入札書等の提出方法等

⑴ 入札書等の提出方法

次のとおり持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。

ア 持参する場合

入札書の持参により入札に参加する場合は、次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる書類を入れたそれぞれの封筒を同一の持参用の封筒に入れ、その封筒には、〆などを付して封字し、封筒の表に「令和８年１１月１７日開札「広島市第６次庁内ＬＡＮ（情報共有・交換機能）構築及び運用管理業務に係る入札書等」在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、ＦＡＸ番号及び業者番号を記載し、後記⑵ア(ｱ)の提出期間（以下「持参提出期間」という。）内に後記⑵ア(ｲ)に持参すること。（後記「入札書等の持参方法」参照）。

入札書等が持参提出期間内に持参されなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

(ｱ) 入札書

入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として本市に届け出ている印鑑によること。）した上、定形封筒（長形３号又は長形４号（ＪＩＳ規格））

に入れ、〆などを付して封字すること。封筒の表に「令和８年１１月１７日開札「広島市第６次庁内ＬＡＮ（情報共有・交換機能）構築及び運用管理業務に係る入札書」在中」と表示し、商号又は名称を記載すること。

なお、入札書は、本市所定の様式（本市のホームページに掲載又は前記８⑴ア及びイにより交付）を使用して作成すること。

⑷　委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記⑺の封筒に同封すること。（外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。）

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

○○市○○町○番○号
○○○○株式会社
代表取締役　○○　○○
上記代理人　○○　○○　印

委任状は、本市所定の様式（本市のホームページに掲載又は前記８⑴ア及びイにより交付）を使用して作成すること。

⑸　入札金額内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、積算金額が他の者に知られないよう積算し、封筒に入れて〆などを付して封字すること。封筒の表に「令和８年１１月１７日開札「広島市第６次庁内ＬＡＮ（情報共有・交換機能）構築及び運用管理業務に係る入札金額内訳書」在中」と表示し、商号又は名称を記載すること。

なお、入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。作成方法は「入札金額内訳書作成手引」による（本市のホームページに掲載又は前記８⑴ア及びイにより交付）。入札金額内訳書は、第５号様式（本市のホームページに掲載又は前記８⑴ア及びイにより交付）を使用して作成すること。

イ　郵送（配達証明付書留郵便）する場合

入札書の郵送（配達証明付書留郵便）により入札に参加する場合は、次の⑺から⑸までに掲げる書類を入れたそれぞれの封筒を同一の郵送用の封筒に入れ、その封筒には、〆などを付して封字し、その表に「令和８年１１月１７日開札「広島市第６次庁内ＬＡＮ（情報共有・交換機能）構築及び運用管理業務に係る入札書等」在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、ＦＡＸ番号及び業者番号を記載し、後記⑵イ⑺の提出期間（以下「郵送提出期間」という。）内に後記⑵イ⑴に郵送（配達証明付書留郵便）すること（後記「入札書等の郵送方法」参照）。

入札書等が郵送提出期間内に郵送（配達証明付書留郵便）されなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑺　入札書

入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として本市に届け出ている印鑑によること。）した上、定形封筒（長形３号又は長形４号（ＪＩＳ規格））に入れ、〆などを付して封字すること。封筒の表に「令和８年１１月１７日開札「広島市第６次庁内ＬＡＮ（情報共有・交換機能）構築及び運用管理業務に係る入札書」在中」と表示し、商号又は名称を記載すること。

なお、入札書は、本市所定の様式（本市のホームページに掲載又は前記８⑴ア及びイにより交付）を使用して作成すること。

⑴　委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下

「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記(ｱ)の封筒に同封すること。（外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。）

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

〇〇市〇〇町〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役　〇〇　〇〇
上記代理人　〇〇　〇〇　印

委任状は、本市所定の様式（本市のホームページに掲載又は前記８⑴ア及びイにより交付）を使用して作成すること。

(ｳ)　入札金額内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、積算金額が他の者に知られないよう、積算し、封筒に入れて〆などを付して封字すること。封筒の表に「令和８年１１月１７日開札「広島市第６次庁内ＬＡＮ（情報共有・交換機能）構築及び運用管理業務に係る入札金額内訳書」在中」と表示し、商号又は名称を記載すること。

なお、入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。作成方法は「入札金額内訳書作成手引」による（本市のホームページに掲載又は前記８⑴ア及びイにより交付）。入札金額内訳書は、第５号様式（本市のホームページに掲載又は前記８⑴ア及びイにより交付）を使用して作成すること。

⑵　入札書等の提出期間等

ア　持参による場合の提出期間及び提出場所

(ｱ)　提出期間　令和８年１１月１３日（金）の午前８時３０分から午後５時まで及び令和８年１１月１６日（月）の午前８時３０分から午後３時まで

(ｲ)　提出場所　前記１に同じ。

イ　郵送（配達証明付書留郵便）による場合の提出期間及び提出先

(ｱ)　提出期間　入札公告の日から令和８年１１月１６日（月）の午後３時まで（必着）

(ｲ)　提出先　　前記１に同じ。

⑶　共通事項

入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

12　開札等

⑴　開札の日時及び場所

ア　日時　令和８年１１月１７日（火）午前１１時

イ　場所　広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号
広島市企画総務局行政経営部システム基盤課（広島市役所北庁舎４階）

⑵　開札

ア　入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は、１者につき１名とする。）

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ　入札参加者は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ競争入札参加資格を証する書類（資格審査結果通知書の写し）、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ　入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。

オ　開札結果は、開札場所において入札の有効、無効のみを発表する。

13　落札者の決定

施行令第１６７条の１０の２第１項の規定により、提案書等の内容を後記⑸の審査委員会で公正かつ客観的に評価した上で、入札価格の評価を加算し、総得点の最も高い入札参加者を落札者として決定する。詳細は、後記「Ⅲ　落札者決定基準」を参照のこと。

ただし、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

⑴　入札参加者が１者の場合の取扱い

入札参加者が１者の場合でも、２者以上の場合と同様に、提案書等の内容及び入札価格に評価点を与え落札者を決定する。

⑵　落札結果の通知

落札者を決定した後は、速やかに、入札参加者全員に落札結果を通知する。

⑶　入札参加者の入札価格等の公表

落札者を決定した後は、全ての入札参加者の商号又は名称、入札価格、技術点及び価格点を公表する。

⑷　ヒアリング等の実施

落札者決定基準による評価は、提出された提案書等に基づいて行う。提案書等に関するヒアリングを令和８年１２月中旬頃に実施する予定であり、詳細は、開札後速やかに通知する。

ヒアリングは、入札参加者によるプレゼンテーション及び「広島市第６次庁内ＬＡＮ構築等業務総合評価審査委員会」の委員からの質疑の形態とする。

プレゼンテーションは、原則、現場責任者として予定する者（出席者は責任者を含む３名以内）が実施すること。

ヒアリングを欠席した事業者については、技術点の評価を行わない。

⑸　広島市第６次庁内ＬＡＮ構築等業務総合評価審査委員会

本件業務に関する入札に関して、落札者決定基準に関すること、提案書の審査・評価に関すること、落札者の決定に関すること等を審査するために、「広島市第６次庁内ＬＡＮ構築等業務総合評価審査委員会」を設置している。委員及び学識経験者は次のとおりである。

ア　委員

(ｱ)　広島市企画総務局行政経営部情報政策担当部長
(ｲ)　広島市企画総務局行政経営部システム基盤課長
(ｳ)　広島市企画総務局行政経営部情報政策課長
(ｴ)　広島市企画総務局行政経営部デジタル行政推進室長
(ｵ)　広島市企画総務局法務課長
(ｶ)　広島市財政局税務部税制課長

イ　施行令１６７条の１０の２第４項に規定する学識経験者

(ｱ)　公立大学法人広島市立大学情報統括センター 准教授 秋山 剛志
(ｲ)　広島修道大学経済科学部　教授　脇谷　直子

14　本件業務の履行に当たって

⑴　本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

⑵　広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第１項から第５項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。

ア　本市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第３条第１項に規

定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者

イ　本市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者

なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。

⑶　本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第６項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

15　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金

免除する。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、規則第２条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額（１００分の５）の損害賠償金を請求する。

⑶　契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記１に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

イ　契約保証金免除申請書（本市のホームページからダウンロードできる。）を、前記１に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ｱ)　契約を締結しようとする日から過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

(ｲ)　広島市税について滞納がないこと。

(ｳ)　消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（本市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記１に申請すること。

⑷　契約手続における交渉の有無

無

⑸　契約書の作成

ア　落札者は、落札決定した日から５日以内の日（最終日が、広島市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日まで）に契約書を取り交わすものとする。

イ　落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害

賠償金（契約予定金額の１００分の５）を支払うものとする。

ウ　契約書は２通作成し、本市及び落札者がそれぞれ、記名･押印の上、各１通を保有する。

エ　契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は、本市が交付する。

⑹　契約条項

別添委託契約書（案）のとおり。

⑺　入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

前記により入札を延期し、又は中止したことに伴い入札参加者に発生した損害については、本市は一切の負担を負わないものとする。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、本市のホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/ のトップページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「中止公告・訂正公告・入札関係資料の修正を行った案件」）に掲載するので入札前に確認すること。

⑻　入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア　本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記４⑶の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ　一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ　入札金額を訂正したもの

エ　前記２⑸の予定価格を上回る額の入札

オ　その他規則第８条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第１号の押印に代えて署名したものは除く。）

カ　「物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」（平成７年広島市規則第１３２号）第７条第５項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められなかったときにおける入札

⑼　政府調達に関する協定等の適用

本調達は、２０１２年３月３０日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された１９９４年４月１５日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英協定」という。）の適用を受ける調達であるため、改正協定第１８条、日欧協定第１０．１２条、日英協定第１０．１２条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保又は契約の解除を行うことができる。

⑽　注意事項

ア　一般競争入札参加資格確認申請書や提案書等について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格、指名停止、その他の措置を講ずることがある。

イ　落札者決定基準に定めた評価項目、評価基準以外で評価することはない。ただし、ヒアリングを欠席した場合を除く。

ウ　「広島市第６次庁内ＬＡＮ構築等業務総合評価審査委員会」の委員及び学識経験者の選任後から本件入札の落札者決定の公表までの間において、委員及び学識経験者に対して、本件契約に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、当該禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止措置を行うことがある。

エ　落札者の提案書等の内容は、契約書の一部とする。また、提案書等に記載した配置予定の現場責任者の変更は、原則として認めない。

なお、履行検査に当たって、提案書等の内容を満たしていることを確認する。

オ　契約担当部局は、落札者決定に係る公表等に際して、提案書等の内容が他者に知られることのないよう取り扱うとともに、落札者決定の目的以外に使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合は、この限りではない。

⑾　その他

入札参加者は、地方自治法、施行令、規則その他関係法令及び本市の要綱、要領等（以下の入札関係資料等を含む。）を承知の上で入札に参加すること。

入札関係資料等は、次表のとおりである。

入札関係資料等	掲載場所（又は閲覧期間・場所）
・入札公告（写し） ・入札説明書 ・委託契約書（案）、広島市委託契約約款及び個人情報取扱特記事項 ・提案を求める事項一覧 ・入札金額内訳書作成手引 ・（第１号様式）一般競争入札参加資格確認申請書（総合評価一般競争入札用）様式 ・（第１－１号様式）一般競争入札参加資格審査確認申請書（共同企業体総合評価一般競争入札用）様式 ・（第１－２号様式）委任状様式（共同企業体用） ・（第１－３号様式）広島市第６次庁内ＬＡＮ（情報共有・交換機能）構築及び運用管理業務共同企業体（コンソーシアム）協定書雛形 ・（第１－３号様式）広島市第６次庁内ＬＡＮ（情報共有・交換機能）構築及び運用管理業務共同企業体協定書雛形 ・（第１－４号様式）承諾書様式（共同企業体用） ・（第１－５号様式）委任状（各構成員用）様式（共同企業体の結成に関する権限の委任） ・（第１－６号様式）共同企業体登録番号交付申請書様式 ・（第２号様式）機密保持誓約書 ・（第３号様式）申立書 ・（第４号様式）誓約書 ・（第５号様式）入札金額内訳書 ・（第６号様式）提案書表紙 ・（第７号様式）提案書付属資料表紙 ・（第８号様式）提案を求める事項対応表 ・（第９号様式）社会的評価項目の実績調書 ・（第１０号様式）障害者雇用状況調書	広島市のホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「カテゴリー検索　入札・見積り情報」へ画面を展開し、入札案件を検索した上、その「入札・見積り詳細情報」（詳細）の『添付資料』からダウンロードすること。 第５号様式及び第８号様式を１つの電子ファイルで掲載している。第５号様式及び第８号様式を除く、第１号様式から第１０号様式までを１つの電子ファイルで掲載している。
・入札書及び委任状様式 ・入札辞退届様式 ・仕様書等に関する質問書様式 ・物品売買等競争入札参加者の手引 ・入札参加資格の確認に係る納税証明書について ・契約保証金の納付等について ・契約履行実績による契約保証金の納付の免除について ・契約保証金免除申請書	広島市のホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「各種様式集」→「物品・役務」からダウンロードすること。
・仕様書	本市に機密保持誓約書（第２号様式）を提出し、当該機密保持誓約書に記載された事項を遵守する者に限り、左記資料を収録したＤＶＤ－Ｒを前記８(1)ア及びイにより交付する。 なお、交付したＤＶＤ－Ｒは、次の期

	限までに前記１に返却すること。 ・入札に参加した場合 前記 13⑷のヒアリング実施日まで ・入札に参加しなかった場合 前記 12⑴アの開札日まで

入札書等の持参方法

持参により入札に参加するときは、次に掲げる書類を入札公告に定める提出期間内に持参により、広島市長（広島市企画総務局行政経営部システム基盤課）に提出しなければなりません。

⑴　**入札書**（封字すること。）
⑵　**委任状**（代理人として入札する場合に必要です。）
⑶　**入札金額内訳書**（封字すること。）

提出・封字に当たっての具体的な方法は、以下の図を参照して次の１から３の順に封字等を行ってください。

（鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具は使用しないこと。）

１　入札書及び委任状の封字

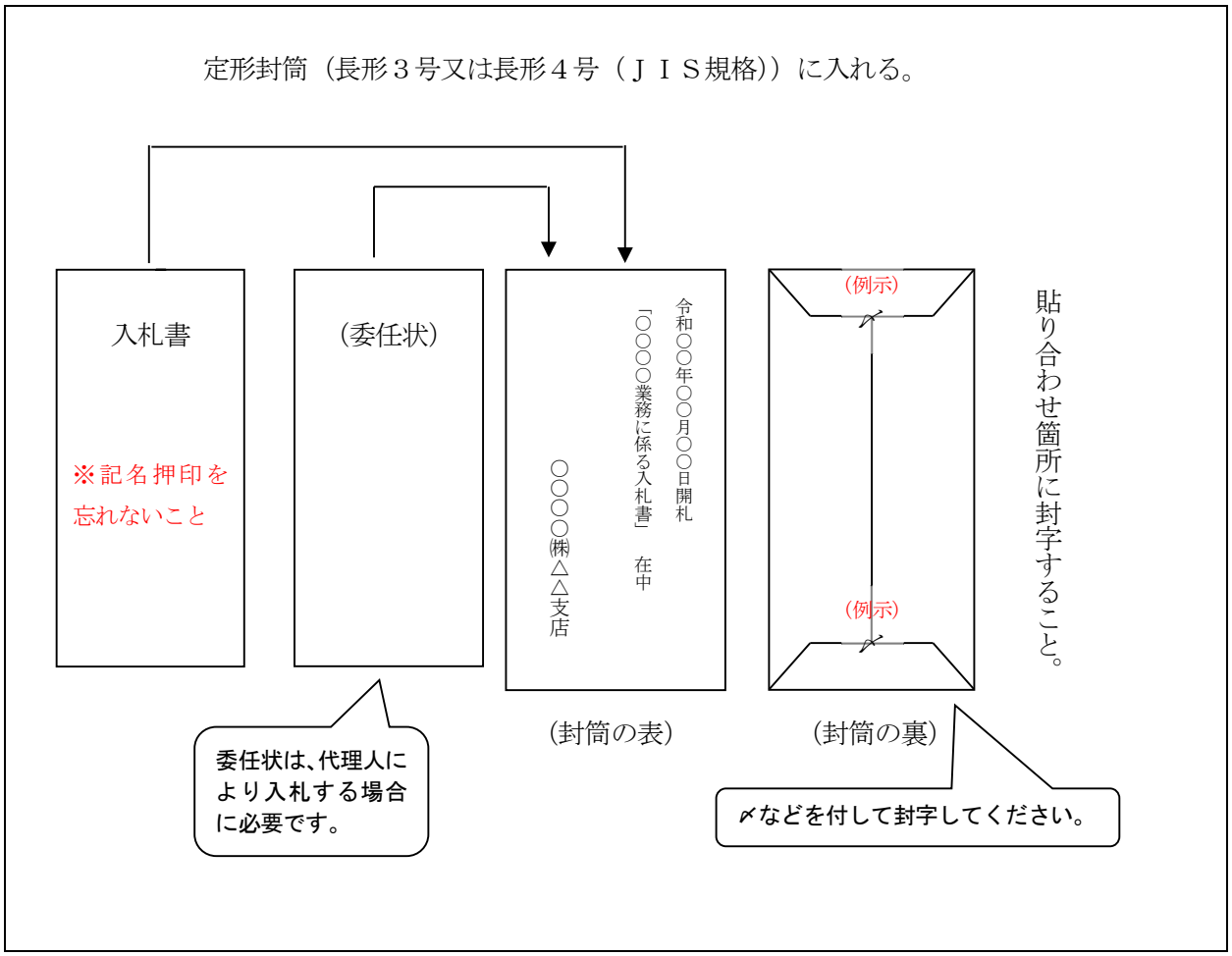

２　入札金額内訳書の封字

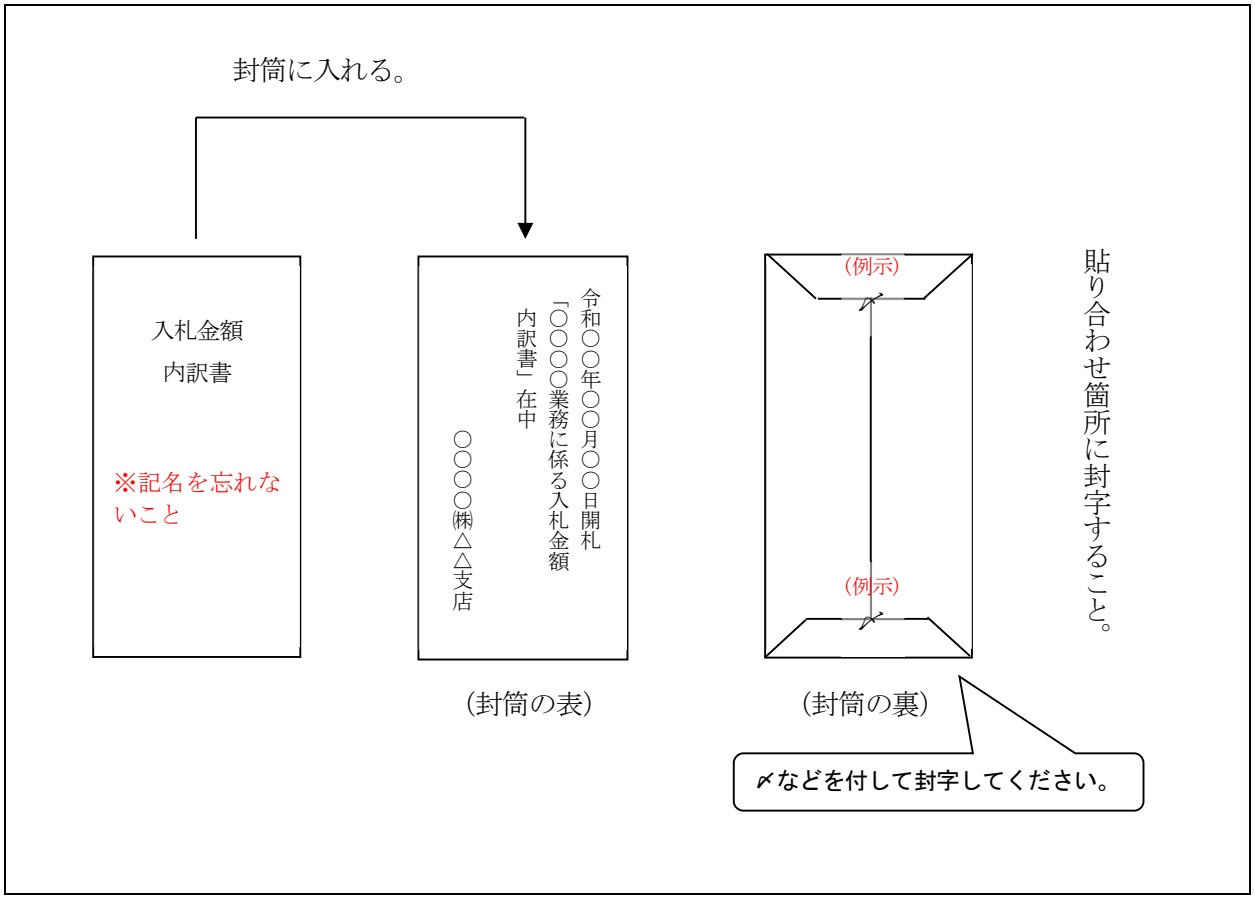

3　入札書（封字済）・入札金額内訳書（封字済）の封入

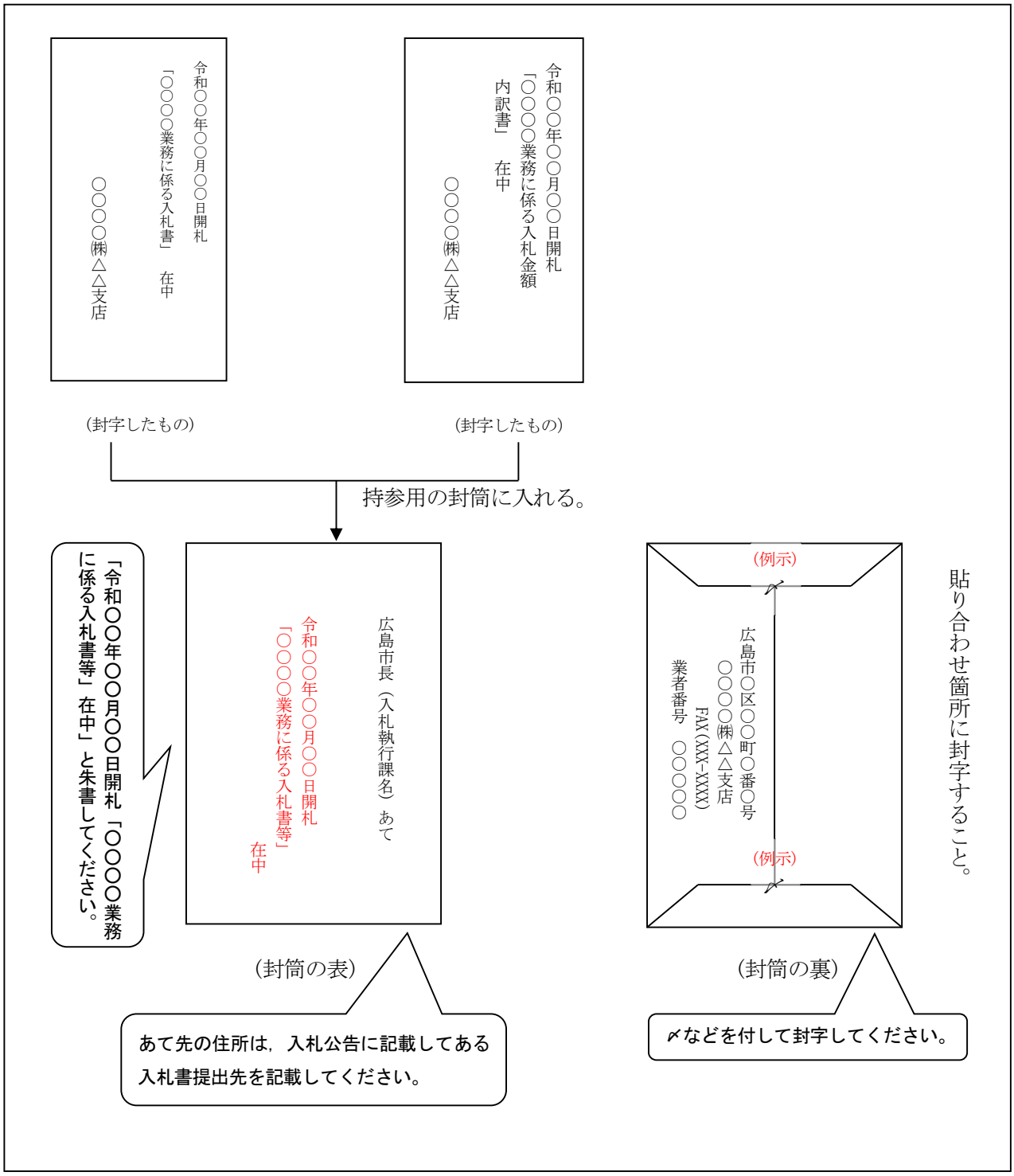

入札書等の郵送方法

郵送により入札に参加するときは、次に掲げる書類を入札公告に定める提出期間内に**配達証明付書留郵便**により、広島市長（広島市企画総務局行政経営部システム基盤課）あてに親展で郵送しなければなりません。

⑴　**入札書**（封字すること。）
⑵　**委任状**（代理人として入札する場合に必要です。）
⑶　**入札金額内訳書**（封字すること。）

郵送・封字に当たっての具体的な方法は、以下の図を参照して次の１から３の順に封字等を行ってください。

（鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具は使用しないこと。）

１　入札書及び委任状の封字

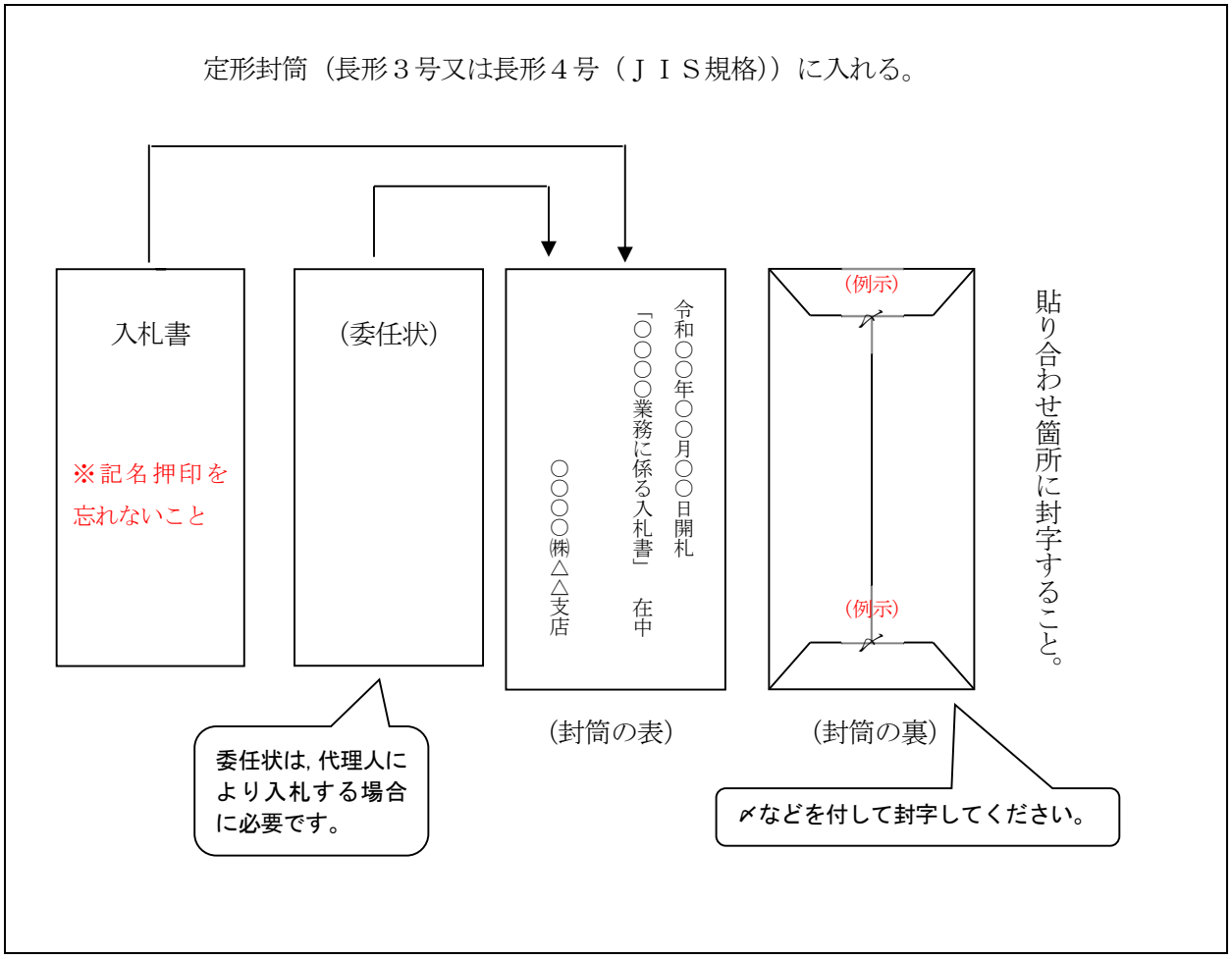

２　入札金額内訳書の封字

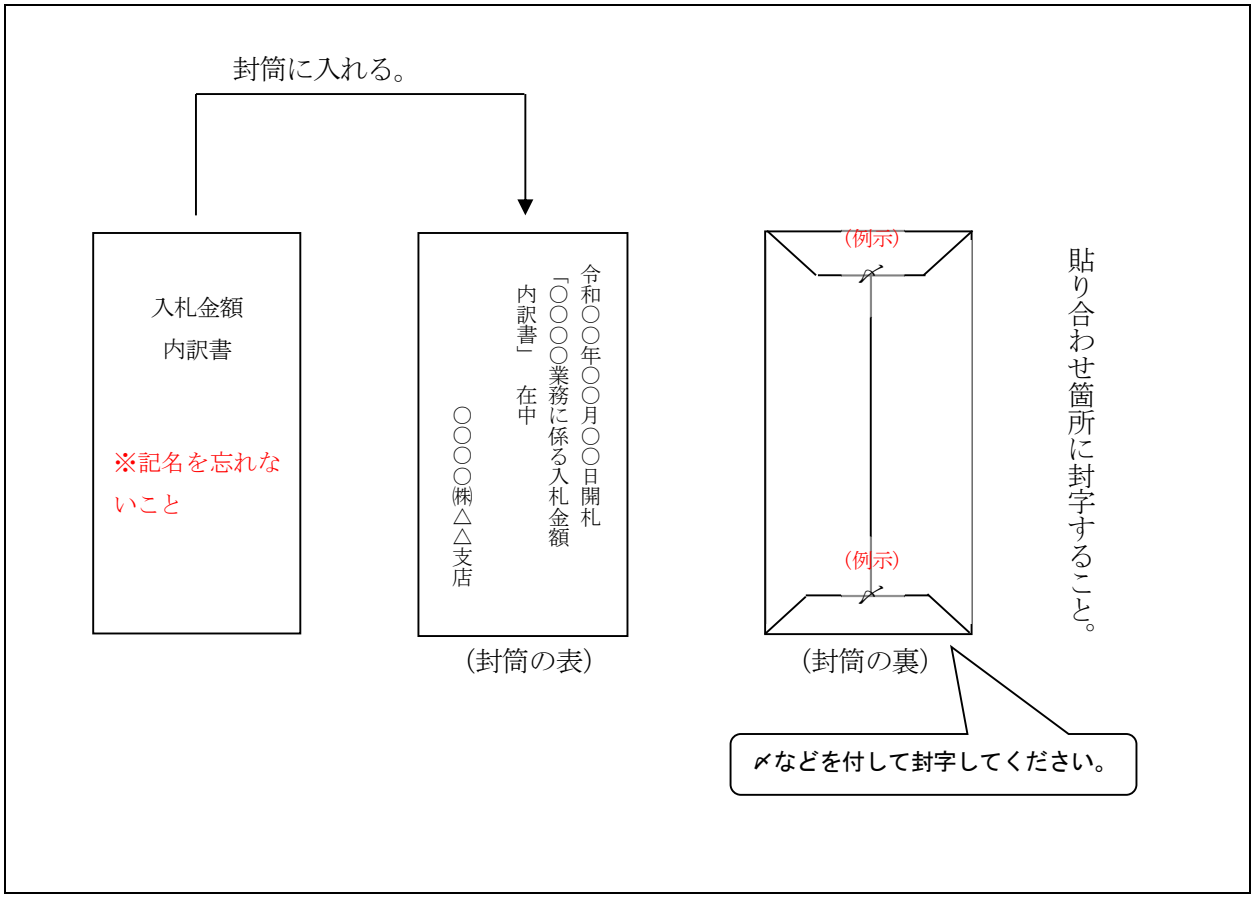

３　入札書（封字済）・入札金額内訳書（封字済）の封入

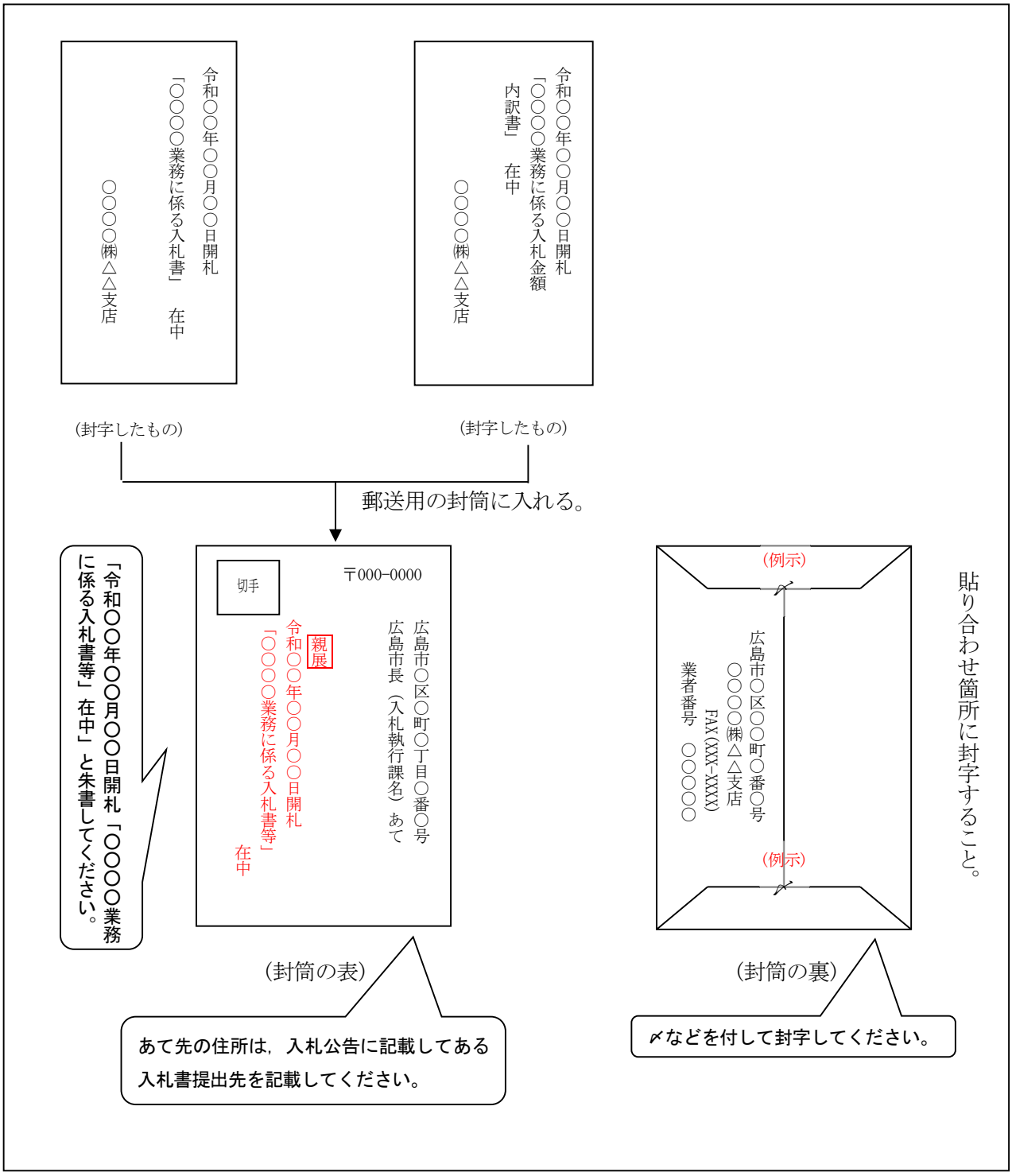

Ⅱ　提案書等の作成要領

提案書等は、入札参加者が主体となって作成し提出すること。

なお、本件契約の業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合（以下「再委託」という。）には、広島市委託契約約款第４条に基づき再委託に係る発注者の承諾を得る必要がある。再委託を予定している場合は、提案書等に再委託に係る実施体制や範囲等を明確に記載すること。

１　提案書等の作成

本件入札に係る提案書等として以下の資料を作成すること。

⑴　提案書

ア　「提案を求める事項一覧」（本市のホームページに掲載又は前記「Ⅰ　入札全般に関する事項」８⑴ア及びイにより交付）の項目に基づいて作成し、これを項目順にまとめて、ページ番号を付けること。

なお、実施体制図等には、入札参加者や予定する再委託先の商号又は名称、従事予定者の氏名を記載すること。

イ　前記アで作成した資料に提案書表紙（第６号様式）及び目次（様式不問）を付けること。

なお、提案書表紙には、入札参加者の商号又は名称、代表者職氏名等を記載すること。

ウ　全ての資料は、原則Ａ４縦置き・横書きとする。ただし、これにより難い場合は、Ａ３横置き・横書きも可とする。

エ　本文のフォントサイズは概ね１１ポイント以上とし、提案書表紙、目次及び本文の全てを５０ページ以内に収めること。

オ　上記により作成した資料をＰＤＦ形式に変換し、１つの電子ファイルにまとめること。

カ　電子ファイルのファイル名は拡張子を含めて「01_提案書.pdf」とすること。

⑵　提案書付属資料

ア　上記⑴を補足する付属資料をまとめて、ページ番号をつけること。

イ　前記アで作成した資料に提案書付属資料表紙（第７号様式）及び目次（様式不問）を付けること。

なお、提案書付属資料表紙には、入札参加者の商号又は名称、代表者職氏名等を記載すること。

ウ　上記により作成した資料をＰＤＦ形式に変換し、１つの電子ファイルにまとめること。

エ　電子ファイルのファイル名は拡張子を含めて「02_提案書付属資料.pdf」とすること。

⑶　提案を求める事項対応表

ア　提案を求める事項対応表（第８号様式）の全ての項目について、対応する提案書のページ番号、提案書付属資料がある場合には該当の資料名及びページ番号を記載すること。

イ　前記アで作成した資料に提案を求める事項対応表表紙（第８号様式）を付けること。

なお、提案を求める事項対応表表紙には、入札参加者の商号又は名称、代表者職氏名等を記載すること。

ウ　上記により作成した資料をＰＤＦ形式に変換し、１つの電子ファイルにまとめること。

エ　電子ファイルのファイル名は拡張子を含めて「03_提案を求める事項対応表.pdf」とすること。

⑷　評価用資料

ア　提案内容を公平かつ客観的に評価するために、評価用として前記⑴から⑶により作成した提案書等から入札参加者や予定する再委託先の商号又は名称、従事予定者の氏名その他これらを類推できる情報を取り除いた資料を作成すること。

なお、実施体制図等には、入札参加者や予定する再委託先の商号等を記載せず、代わりに「自社○○部門」、「Ａ事業者、Ｂ事業者」などと記載すること。氏名についても同様に「従事者Ａ、従事者Ｂ」などと記載すること。

また、提案書付属資料に添付する資料に入札参加者の商号又は名称、従事者の氏名等が記載されている場合（入札参加者が類推できる表現の記載を含む。）は、該当箇所を黒塗りするなどして、判読できないようにすること。

イ　前記アにより作成した提案書、提案書付属資料及び提案を求める事項対応表をＰＤＦ形式に変換し、提案書、提案書付属資料、提案を求める事項対応表ごとに１つの電子ファイルにまとめて、合計３つの電子ファイルを作成すること。

ウ　電子ファイルのファイル名は拡張子を含めて、それぞれ「01_提案書（評価用）.pdf」、「02_提案書付属資料（評価用）.pdf」、「03_提案を求める事項対応表（評価用）.pdf」とすること。

２　提案書等の提出方法等

前記１により作成した電子ファイルを持参又は本市のファイル転送サービスにアップロードすることにより提出すること。

なお、郵送、電子メールその他の方法による提出は認めない。

⑴　提出方法

ア　持参による場合

前記１⑴から⑶により作成した「01_提案書.pdf」、「02_提案書付属資料.pdf」及び「03_提案を求める事項対応表.pdf」を１枚のＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒに書き込み、その表面に「広島市第６次庁内ＬＡＮ（情報共有・交換機能）構築及び運用管理業務に係る提案書等」と記載するとともに、入札参加者の商号又は名称を記載すること。

前記１⑷により作成した「01_提案書（評価用）.pdf」、「02_提案書付属資料（評価用）.pdf」及び「03_提案を求める事項対応表（評価用）.pdf」を１枚のＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒに書き込み、その表面に「広島市第６次庁内ＬＡＮ（情報共有・交換機能）構築及び運用管理業務に係る提案書等（評価用）」と記載するとともに、入札参加者の商号又は名称を記載すること。

上記により作成した２枚のＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒを後記⑵アの提出期間内に後記⑵イに持参すること（後記「提案書等の持参・アップロード方法」参照）。

イ　本市のファイル転送サービスにアップロードすることによる場合

本市のファイル転送サービス（広島市大容量ファイル交換システム）からアップロード用ＵＲＬを送付するので、当該ＵＲＬにアクセスして、前記１により作成した電子ファイルの全て（合計６ファイル）をアップロードすること。アップロード完了後は、後記⑵アの提出期間内に後記⑵イの問合せ先にその旨を電話により連絡すること（後記「提案書等の持参・アップロード方法」参照）。

なお、ファイル転送サービスにアップロードすることによる場合は、後記⑵アの提出期間内の早いうちに問合せ先まで申し出ること。

⑵　提出期間等

ア　提出期間

令和８年１１月１３日（金）の午前８時３０分から午後５時まで及び令和８年１１月１６日（月）の午前８時３０分から午後３時まで

イ　提出場所（問合せ先）

広島市企画総務局行政経営部システム基盤課（広島市役所北庁舎４階）

〒７３０－８５８６

広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号

電話　０８２－５０４－２０２１（直通）

⑶　共通事項

提案書等に不備又は漏れがあった場合は、前記⑵アの提出期間内に限り差替えを認めるものとする。

３　留意事項

⑴　提案内容は、前記「Ⅰ　入札全般に関する事項」２⑸の予定価格かつ入札書に記載した金額の範囲内で実現可能なものとすること。

⑵　落札者の提案書等は、本件契約の追加仕様として添付する。

仕様書の要件と落札者の提案内容との間に相違がある場合（契約締結後に相違が発覚した場合を含

む。）は、当該提案内容が仕様書の要求水準を上回り、かつ本市が有益であると判断した場合を除き、全て仕様書の要件を優先する。

提案内容に仕様書の要件とされていない追加事項等が含まれる場合は、当該事項等の対応に係る経費が入札書に記載された金額に含まれるものとして、全て落札者の負担とする。

⑶　提案書等は日本語で記述すること。ただし、一般的に認知されている商標や略称等は除く。

また、専門用語を多用せず、イメージ図・写真などを効果的に用いるなどして、平易かつ具体的に記述すること。

⑷　提案内容が、以下に示すものとならないよう留意すること。

ア　抽象的で内容を把握できないもの

イ　表現が曖昧で実現性を判断できない又は実行性の有無を確認できないもの（実現するための根拠に欠け、仕様書の要求事項を満たさないおそれがあるもの）

ウ　明確な効果が認められないもの

エ　カタログやパンフレットの抜粋に終始したもの

オ　「仕様書のとおり」といった記述に終始したもの

⑸　提案書等の作成に要する費用は、全て入札参加者の負担とする。

提案書等の持参・アップロード方法

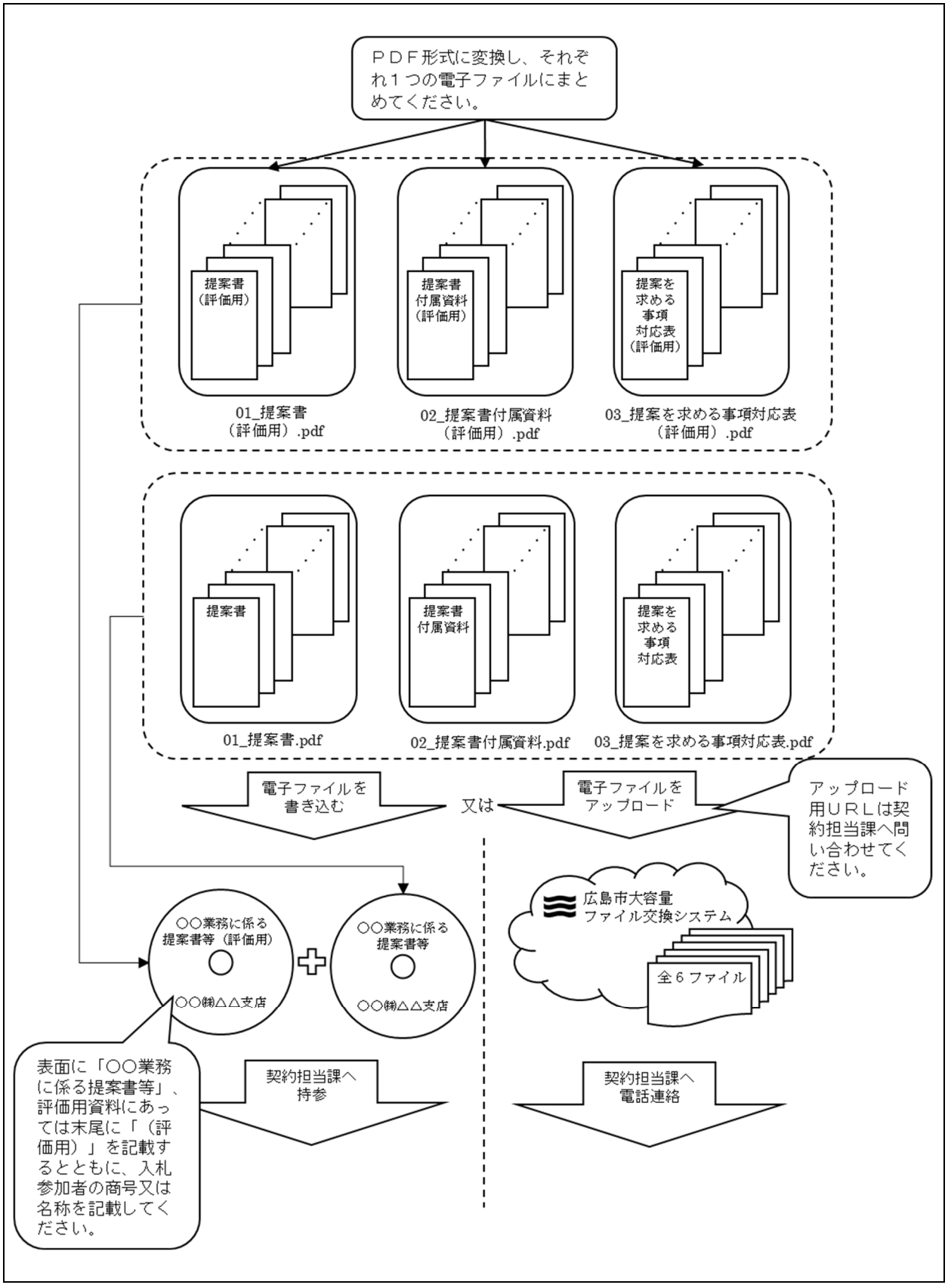

Ⅲ　落札者決定基準

入札参加者から提出された入札書及び提案書を評価し、落札者を決定する。
最終的な決定に当たっては、広島市第６次庁内ＬＡＮ構築等業務総合評価審査委員会に諮るものとする。

1　下表により技術点（１，２００点）と価格点（６００点）を合計し、最高得点となった者を落札者とする。
2　技術点は、広島市第６次庁内ＬＡＮ構築等業務総合評価審査委員会に出席した委員が各項目を採点し、出席した全委員の採点結果を平均して算出する。
3　最高得点となった者が２者以上いる場合は、技術点が最も高い者を落札者とする。
4　３に該当する者が２者以上いる場合は、該当者のくじ引きで落札者を決定する。

区　分	点　数	採点基準
⑴　技術点	１，２００点	技術点は、１，２００点満点とする。 「提案を求める事項一覧」の「提案を求める事項」について、「評価基準」に基づき評価し、「配点」欄の点を最大値とした採点を行う。 本市が必須と考える「提案を求める事項」について、記述がない又は本市が求める要件を満たさない場合（必須項目が１項目でも０点のものがある場合）は、合計点に関わらず、失格とする。
⑵　価格点	６００点	価格点は、６００点満点とする。 入札参加者それぞれの入札価格と予定価格とを次式により計算し、価格点を算出する。 $\text{価格点} = 600 \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$ 小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位表示とする。
合　計	１，８００点	